

令和 6 年 5 月 31 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01376

研究課題名（和文）フランス法を起点とした包括担保法制の比較研究（ケベック法・ベルギー法・日本法）

研究課題名（英文）Comparative Study on Collective Collateral from French Law to Belgian Law, Quebec Law and Japanese Law

研究代表者

片山 直也（Katayama, Naoya）

慶應義塾大学・法務研究科（三田）・教授

研究者番号：00202010

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、フランス法を起点とした、ケベック法およびベルギー法の比較研究から、それぞれ異なる外在的要因によって、「機能的アプローチ」に基づく「一元的構成」を導入したケベック法とベルギー法において、その後、有価証券のペーパーレス化に対応した金融担保法制の変容を契機として、広く債権担保について、動産担保と区別した取り扱いを行うという新たな「二元的構成」の傾向が看取されるようになり、動産担保について「有体動産質（gage）」と「無体動産質（nantissement）」の区別する「二元的構成」を採るフランス法に再び回帰している点を分析検討し、わが国における動産債権担保法改正への示唆を抽出している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究におけるフランス法を起点とした、ケベック法およびベルギー法の比較研究から、動産債権担保法に関しては、第1には、集合動産・流動動産担保および事業担保については、事業の「経営・活用（exploitation）」という枠で、固定資産および流動資産を把握して、広く事業資産について、非占有担保権（質権等）を認め、登記・登録制度を整備する方向での法制化を模索すべきであり、第2には、金銭債権・金融資産担保については、登記・登録を要求せずに、担保権者の「支配」を前提として、担保目的たる金銭債権および有価証券に対する「排他的担保」を認める方向での法制化が検討されるべきだという点を指摘できる。

研究成果の概要（英文）：In this study, from a comparative study of Quebec Law and Belgian Law, starting with French Law, we will examine the Quebec Law and Belgian Law, which have introduced a "universal structure" based on a "functional approach" due to different external factors. Subsequently, with the change in the financial collateral legal system in response to the paperless securities market, a new "dual structure" trend has emerged in which credit collateral is treated separately from movable property collateral. We analyze and examine the fact that French Law has returned to the "dual structure" of personal property collateral, which distinguishes between "gage" and "nantissement." Suggestions for amending the Personal Property Claims Security Act are extracted.

研究分野：民法

キーワード：動産担保 集合動産担保 債権担保 集合債権担保 事業担保 フランス法 ベルギー法 ケベック法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

### 1. 研究開始当初の背景

包括担保制度については、一方では、UNCITRAL モデル法など「担保取引」の統一法を策定しようとする国際的な動きがあり、広義の動産 (Movable Asset) 全体を対象とする包括的・一元担保法制が企図されている。他方では、近時、わが国において、担保法のパラダイム転換として、収益回収型担保や管理型担保の重要性が説かれて、企業担保・財団抵当法制の見直しが議論され、実務では、ABL などの収益担保が用いられるようになってきている。

### 2. 研究の目的

本研究では、ケベック法およびベルギー法の担保法制を、フランス法を起点として動態的な法秩序形成という視角から比較研究する作業を経て、わが国における包括担保法制の立法化に向けて、その理論的基礎および具体的な立法提案を提示することを目的とする。

### 3. 研究の方法

本研究では、そのために、比較法制研究として、わが国の担保法の母法であるフランス法における担保法改正を起点として、ケベック法やベルギー法において、同じフランス法圏でありながら、Common Law や統一法 (UNCITRAL モデル法など) の影響を受けて、担保法制がどのように変容したかを動態的に分析する。フランスは 2006 年の担保法改正により、動産質 (gage) と債権質 (nantissement) の二元構成を導入したのに対して、ケベック法は早くから Common Law の影響を受けて抵当権 (hypothèque) 一元構成の下、ベルギー法は 2013 年に UNCITRAL モデル法を参照に質権 (gage) 一元構成で、いずれも包括担保法制の立法化が進められている。にもかかわらず、ケベック法およびベルギー法については、わが国においてはほとんど紹介されていないところである。本研究では、両法制を、フランス法を起点として動態的な法秩序形成という視角から比較研究する作業を行う。

### 4. 研究成果

本研究では、2019 年度に海外研究拠点であるパリ第 2 大学 (フランス・パリ) マギル大学 (カナダ・モントリオール) ブリュッセル自由大学 (ベルギー・ブリュッセル) において在外研究を行い、その成果を取りまとめて、片山直也「動産・債権担保法制をめぐる二元的構成の新たな二つの動向 フランス法を起点としたベルギー法・ケベック法の比較研究の試み」法学研究 94 巻 11 号 (2021 年 11 月) 1-73 頁を公表した。そこにおいては、それぞれ異なる外在的要因によって、「機能的アプローチ」に基づく「一元構成」を導入したケベック法とベルギー法において、その後、有価証券のペーパーレス化に対応した金融担保法制の変容を契機として 広く債権担保について、動産担保と区別した取り扱いを行うという新たな「二元的構成」の傾向が看取されるようになり、動産担保について「有体動産質 (gage)」と「無体動産質 (nantissement)」の区別する「二元的構成」を採るフランス法に再び帰している点を分析検討し、わが国における動産債権担保法改正への示唆を抽出している。

さらにそれを補完する 5 つの翻訳を公刊している。「2017 年フランス担保法改正準備草案 アンリ・カピタン協会グリマルディ委員会による条文案およびその解説」法学研究 94 巻 6 号 (2021 年 6 月) 67-125 頁・齋藤由起教授と共同執筆) ピエール・クロック/片山直也 (訳) 「所有権担保と 2017 年フランス担保法改正準備草案」慶應法学 48 号 (2022 年 3 月) 215-237 頁) ジャン=ジャック・アンソー/片山直也=齋藤由起 (訳) 「2017 年フランス担保法改正準備草案に関する一考察」法学研究 93 巻 8 号 (2020 年 8 月) 85-117 頁、「2021 年フランス担保法改正オールドナンスによる民法典の改正 人的担保および物的担保 (動産担保) に関する条文の翻訳ならびに共和国大統領に対する報告書による解説」法学研究 95 巻 11 号 (2022 年 11 月) 65-129 頁・齋藤由起教授と共同執筆) ミシェル・グレゴワール=片山直也 (訳) 「における動産・債権担保法制の概観および質問票への回答」青木則幸=片山直也=水津太郎=道垣内弘人編『動産債権担保法制の国際的位相 担保法制の見直しに関する中間試案の検討』(成文堂・2024 年 3 月) 203-238 頁) である。学会報告としては、2022 年 2 月 12 日に日仏法学会で、齋藤由起北海道大学教授と「2021 年フランス担保法改正オールドナンスの概要 動産・債権担保を中心に」と題する報告を行っている(「2021 年フランス担保法改正オールドナンスの概要 動産・債権担保を中心に」日仏法学 32 号 (2023 年・日仏法学会) 67 頁以下 (齋藤由起教授と共同執筆) )

最終年度である 2023 年度には、本研究の集大成として、担保価値維持義務、事業担保論も視野に入れて、一冊の研究書に取りまとめる作業を行った(片山直也『財産の集合的把握と詐害行為取消権 (詐害行為の基礎理論 第 2 巻)』(慶應義塾大学出版会・2024 年 3 月) )。さらに、片山直也「動産債権担保における『占有』と『支配』」武蔵野法学 20 号 (2024 年 3 月) 474 (201) ~ 449 (226) 頁を公刊している。

本研究におけるフランス法を起点とした、ケベック法およびベルギー法の比較研究から、わが

国において法制審担保法部会を中心に進行中の動産債権担保法改正をめぐる議論の進むべき方向性として、以下の二点を指摘することができよう。

第1は、集合動産・流動動産担保および事業担保については、事業の「経営・活用 (exploitation)」という枠で、固定資産および流動資産を把握して、広く事業資産について、非占有担保権 (質権等) を認め、併せて登記・登録制度を整備する方向での法制化を模索すべきであると考えられる。その際に、民法上の質権の目的として「集合」概念を取り入れることを前提として、事業ないし事業資産も民法上の「集合」として包摂させるのか、それとも特別法で事業担保権を規律するのかは、ケベック・ベルギーとフランスとで対応を異にしているところであり、まずは両方の可能性を視野に入れて検討すべきであろう。次いで、事業 (資産) の担保化を検討する際には、事業資産担保の核心部分が、「収益」そのものというよりは、むしろ「収益を生み出す装置」としての固定資産の集合、あるいは抽象的・潜在的な意味での「顧客 (clientèle)」であるという点を出発点とすべきではないか。その上で、併せてそれらが生み出す現実の商品や売掛債権などの流動資産をどこまで把握する担保を設計するかが次の選択肢となるであろう。ただ仮にそれを認めるとしても、事業担保がそもそも設定者に事業の「経営・活用 (exploitation)」を委ねる「非占有担保」に分類される類型であるのか、プロジェクト・ファイナンスや累積型の債権譲渡担保のように、担保権者の口座等において事業収益の取立てと管理がなされる「占有担保」に分類される類型かによって、担保の規律 (特に再生型の倒産手続きにおける規律) にも差異が生じるであろう。

第2は、金銭債権・金融資産担保については、登記・登録を要求せずに、担保権者の「支配」を前提として、担保目的たる金銭債権および有価証券に対する「排他的担保」を認める方向での法制化が検討されるべきであろう。これは、社会学的には「金融化 (financiarisation)」、理論的には「引当て (affectation) から 帰属 (appropriation)」へのパラダイム と分析可能な現象であり、わが国においては有価証券の担保化について、「支配」概念が検討されるに留まっているが、広く債権・金融資産について確実に潜在的なニーズ (立法事実) があるものと考えてよいであろう。

以上のことから、債権については、一方では、取引債権が事業資産の「経営・活用 (exploitation)」の一部を構成するような場合には、他の固定資産や流動資産とともに包括的な事業担保の設定を可能とし、登記・登録の対象とすべきであるが、他方では、債権や金融資産が「運用・価値増殖 (valorisation)」の目的である場合には、「支配」を要件として、「排他的担保」を承認すべきだということになる。なお、事業債権の担保であっても、累積型の集合債権譲渡担保、すなわち担保権者に設定時から取立権限が付与されていたり、あるいは担保権者に一定額の回金をなす範囲において担保権者のために取り立てる権限が設定者に委任がなされていたりする類型については、担保権者への債権の「帰属」とともに「支配」が認定されることから、「排他的担保」を承認する契機が存する。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 8件）

1. 著者名 片山直也、齋藤由起	4. 巻 95巻11号
2. 論文標題 2021年フランス担保法改正オールドナンスによる民法典の改正 人的担保および物的担保（動産担保）に関する条文の翻訳ならびに共和国大統領に対する報告書による解説	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 65-129頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 片山直也	4. 巻 1657号
2. 論文標題 「事業担保権」と「事業成長担保権」 「事業全体を担保する制度」の本質とは？	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 金融・商事判例	6. 最初と最後の頁 1頁～1頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 片山直也、齋藤由起	4. 巻 94巻6号
2. 論文標題 2017年フランス担保法改正準備草案 アンリ・カピタン協会グリマルディ委員会による条文案およびその解説	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 67-125
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 片山直也	4. 巻 94巻11号
2. 論文標題 動産・債権担保法制をめぐる二元的構成の新たな二つの動向 フランス法を起点としたベルギー法・ケベック法の比較研究の試み	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 1-73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 ピエール・クロック、片山直也（訳）	4. 巻 48号
2. 論文標題 所有権担保と2017年フランス担保法改正準備草案	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 慶應法学	6. 最初と最後の頁 215-237
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 ジャン＝ジャック・アンソー、片山直也、齋藤由起	4. 巻 93巻8号
2. 論文標題 2017年フランス担保法改正準備草案に関する一考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 85-117
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 ピエール・クロック、片山直也（訳）	4. 巻 44
2. 論文標題 フランス法における担保価値維持義務	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 慶應法学	6. 最初と最後の頁 213-226
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 片山直也	4. 巻 20号
2. 論文標題 動産債権担保における「占有」と「支配」	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 武蔵野法学	6. 最初と最後の頁 201-226頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 片山直也、齋藤由起
2. 発表標題 2021年フランス担保法改正オールドナンスの概要 動産・債権担保を中心に
3. 学会等名 日仏法学会（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 片山直也	4. 発行年 2024年
2. 出版社 慶應義塾大学出版会	5. 総ページ数 480
3. 書名 財産の集会的把握と詐害行為取消権	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 日仏担保法セミナー「フランス担保法の改正」	開催年 2022年～2022年
---------------------------------	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------